

鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第34号）新旧対照表 第2条関係

改正後			改正前				
<p>○鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和52年7月29日 鳥取市条例第34号</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>別表（第5条関係）</p>			<p>○鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和52年7月29日 鳥取市条例第34号</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>別表（第5条関係）</p>				
	時間	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		時間	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
区分		で	で	区分		で	で
大ホール		1時間につき1,350円	1時間につき2,040円	大ホール		1時間につき1,320円	1時間につき2,000円
研修室		1時間につき500円	1時間につき740円	研修室		1時間につき490円	1時間につき730円
教養室		1時間につき360円	1時間につき560円	教養室		1時間につき350円	1時間につき550円
調理室		1時間につき580円	1時間につき830円	調理室		1時間につき570円	1時間につき820円
備考			備考				
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（以下「基本使用料」という。）の5割増の額とする。</p> <p>3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。</p> <p>4 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>			<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（以下「基本使用料」という。）の5割増の額とする。</p> <p>3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。</p> <p>4 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>				